

売却区分番号	355-2		
見積価額	¥48,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 所在 北海道旭川市東旭川町倉沼 地番 147番11 地目 原野 地積 246平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 法22条（屋根不燃）区域 景観計画区域 農業振興地域内の農用地区域外 宅地造成等工事規制区域 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接道状況	東側で幅員約6メートルの私道（建築基準法上の非該当道路）にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	間口約10メートル、奥行約24.6メートルの中間画地です。ほぼ平坦です。		
使用状況等	案内板が設置されています。		
管理状況等	雑木・雑草が繁茂しています。 上水道、下水道、都市ガスともに供給エリア外です。		
特記事項	地積等は公簿上によります。		
住居表示等	北海道旭川市東旭川町倉沼147		
最寄駅等	JR（北海道） 函館本線 旭川駅 東方約1.2キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 6 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。		

売却区分番号

3 5 5 - 2

札幌国税局
公売財産
355-2



札幌国税局
公売財産
355-2



売却区分番号

355-2

札幌国税局
公売財産
355-2



売却区分番号

355-2

